

海外派遣助成プログラム〔国内団体向け〕 申請要領

1 趣旨

日本の芸術や文化の海外への紹介や文化芸術分野における国際的な貢献を目的として、海外において公演、講演、デモンストレーション、ワークショップ等の文化芸術事業を実施するため、海外に渡航する芸術家や日本文化諸分野の専門家等に対し、経費の一部を助成します。

2 助成対象事業

(1) 助成対象事業は、以下のいずれかの事業で、事業の計画及び方法が目的を達成するために適切であり、かつ十分な成果を期待しうるものであること。

ア 演劇、音楽、舞踊、民俗芸能等の公演

イ 日本文化やスポーツに関する講演、デモンストレーション、ワークショップ等

(2) 第1回募集：2022年4月1日以降に開始（日本を出発）し、2023年3月31日までに終了（日本へ帰着）する事業。

第2回募集：2022年10月1日以降に開始（日本を出発）し、2023年3月31日までに終了（日本へ帰着）する事業。

(3) 以下の事業は、本プログラムの対象とはなりません。

ア 自然科学分野、日本語教育分野の主題を専らとするもの

イ 日本国内における事業

ウ 宗教的又は政治的な目的のために利用されるもの

エ 営利目的のために実施されるもの

(4) 注意点

- ・ 同一の事業に対し、国際交流基金及び国際交流基金海外事務所が運営する他の助成プログラムと重複して支援することはありません。
- ・ 台湾との交流事業については、公益財団法人日本台湾交流協会の文化交流事業の対象となる場合、国際交流基金の公募プログラムの対象となりません。
- ・ 原則として、日本出発から帰国までを1事業とみなし、1事業のみ申請できます。団体の人数は問いません。
- ・ 第1回募集で不採用となった事業は、第2回募集に再度応募することはできません。
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大等により第2回募集を中止することがあります。第2回募集へ応募する方は、随時、当基金ウェブサイトをご確認ください。
- ・ 外務省から危険情報及び感染症危険情報が発出されている国・地域での事業については、安全管理上の条件を付して採用することがあります。また採用になった場合でも、事業実施前の渡航国における危険情報のレベル次第では、助成が取消となる場合があります。

3 申請資格

(1) 次のいずれかに該当する日本国内の団体又は個人。

ア 海外から招請を受けており、文化芸術分野で日本国内を拠点に活動している団体又は個人。

イ 上記アに該当する団体又は個人の海外での文化芸術事業を企画・制作する団体。

(2) 申請団体・申請者（以下、申請者という）は次の要件を満たしていなければなりません。

- ア 申請者が成年者であること。
 - イ 事業を計画に従い遂行する能力を有しているもの。
 - ウ 国際交流基金から助成金を受けることができる銀行口座を、申請者の名義で日本国内に保有していること。
- (3) 次に掲げる団体等は、このプログラムでは助成対象となりません。
- ア 日本国（行政機関等の国家機関）、地方公共団体、独立行政法人及び地方独立行政法人（以下「国等」という。）
 - イ 国等の設置する教育機関、研究機関その他国等に属する組織・団体、施設等（国等が設立に関与する組織・団体であっても、社団法人や財団法人等、固有の法人格を持つ団体は含まない）
 - ウ 外国政府（省庁等の行政機関）及び外国政府の在外公館
 - エ 日本国が拠出している国際機関

(4) 注意点

- ・ 日本の他の政府機関、特殊法人、独立行政法人、公益財団法人日韓文化交流基金から助成を受ける事業については、本プログラムで助成を受けることはできません。（本プログラムの助成を受ける場合は、これらの機関からの助成金を辞退していただく必要があります。）

4 助成内容

以下 (1) 及び (2) に記載の費用の一部を助成します。助成額が実費を超えることはありません。

(1) 国際人員移動費

ア 航空賃（エコノミークラス割引運賃）

日本と事業実施都市間を結ぶ、エコノミークラス割引運賃相当の国際航空賃。運賃の単価に対象人数を乗じた金額の全部又は一部を助成決定額とします。

※ 注意点

- ・ 「エコノミークラス割引運賃」とは、各航空会社が定めた割引運賃（キャリア運賃）を指します。
 - ・ 発着点は、申請者が希望する日本国内の最寄りの空港（国際線未就航の空港も可）とします。日本国内の陸路移動費（出発地から空港まで）は助成対象外。
 - ・ 航空賃は、航空券代、燃油特別付加運賃、航空保険特別料金、空港税、国際観光旅客税、発券手数料（ただし、パッケージツアーの企画料に類する経費は助成対象外）を含みます。
 - ・ 海外発着の航空賃については、原則として助成対象外とします。船賃・鉄道賃
日本と事業実施都市間を航空機で移動することが合理的でないと認められる場合は、上記アで示したエコノミークラス割引運賃相当の船賃・鉄道賃の単価に、対象人数を乗じた金額の全部又は一部を助成決定額とします。
- イ その他の交通手段に係る費用（借り上げ車輛等）
事業実施都市間を上記ア、イの手段で移動することができない場合、又は非合理的、非効率的であると認められる場合は、申請者・申請団体が借り上げた車輛等にかかる費用の一部を助成する場合があります。（ただし、借り上げ車輛の場合、駐車場代、燃料代、高速道路使用料等は助成対象外です。）また、事業実施都市内の移動のみに要する経費（例：空港から滞在先ホテルへの移動、滞在先ホテルと事業実施会場間の移動のための車輛等に係る費用）は助成の対象になりません。

(2) 荷物輸送費

事業実施に必要な荷物の国際輸送に係る以下の費用が対象となります。申請時点で申請者より提出された見積金額の一部を助成決定額とします。荷物の輸送手段は、合理的かつ経済的な方法を選んでください。

ア 申請者の移動とは別に送る荷物輸送費

イ 超過手荷物料金

申請者とともに航空機に搭載する手荷物の超過料金（事業実施に必要な楽器、機材等に限る。）

ウ その他、荷物輸送に係る費用

大型楽器の運搬用に購入する航空券代金等。

※ 注意点

- ・ 助成対象となるもの：日本国内の出発地と空港間及び到着後の空港と事業実施会場間の輸送、荷物の梱包に係る費用、通関作業で必要な倉庫保管料。
- ・ 助成対象外：ATAカルネ取得料、貨物保険料。
- ・ 事業実施とは関係の無い、事業参加者個人の荷物にかかる費用は助成対象外です。
- ・ 海外発着の荷物輸送費については、国際交流基金が助成の必要性を認めた場合に限り助成することがあります。

(3) 助成決定額について

ア 採用の場合は、「助成金決定通知書」により助成決定額を通知します。

イ 助成決定額は、国際交流基金の査定基準により決定します。

ウ 助成決定額は、申請書に記載された事業計画に対する助成上限額を定めたもので、後日、事業の実施内容に申請時との差異が認められる場合には、決定の取消や助成決定額の減額を行うことがあります。従って、申請書（特に「事業実施概要」欄や「収支予算」欄）は可能な限り正確に記入してください。なお、事業内容の変更により、助成額が決定額から増額されることはありませんので、ご注意ください。

5 審査方針

提出された申請書に基づき以下のような観点から審査を行い、外部専門家の意見を聴取の上、採否を決定します。

(1) 国際交流基金の助成の必要性

(2) 事業の内容（具体性・実現性、波及効果、発展性、過去の実績、事業の質・水準）

(3) 事業実施体制（準備進捗状況、資金計画や収支計画の妥当性、受入側の信頼性、事業の効率性・費用対効果等）

(4) 事業実施地の安全状況

※ 例えば、以下のような案件は相対的に高い評価が与えられます。

- ・ 複数国・都市への巡回を効率よく行う事業
- ・ 公演、講演、デモンストレーション、ワークショップ等の実施回数が複数計画されている事業
- ・ 主要な国際芸術祭、外交周年事業等に参加する事業
- ・ 日本との文化芸術交流の機会が著しく少ない国・地域との交流を促進する事業
- ・ 活動（内容・成果）を外部的に向けて積極的に情報発信する事業

※ 例えば、以下のような案件は相対的に低い評価が与えられます。

- ・ 同一年度内に既に国際交流基金の助成を受けている申請者の事業
- ・ 事業成果が特定のグループ・個人にのみ還元される事業
- ・ 観光、研究活動等、文化事業以外の活動を主体とする事業
- ・ 展覧会の実施を主な目的とし、展覧会に合わせて実施される事業（講演、ワークショップ等）
- ・ 姉妹都市間又は学校間交流等、特定の関係者同士の友好親善を主な目的とする事業
- ・ 趣味的サークルや同好会による事業
- ・ 現地主催者の経費負担が著しく少なく、申請者の自己負担割合が極端に大きい等、予算計画にバランスを欠いた事業（民間企業からの協賛金や民間の支援団体・地方公共団体等からの支援金・補助金等は積極的に活用の上、資金調達を計画してください。他からの資金がある場合は申請書「収入」項目の「他の助成金/補助金/協賛金」の欄に記載してください。）

(5) 注意点

- ・ 過去3年連続して海外派遣助成プログラムで支援を受けた申請者については、継続すべき強い理由があると国際交流基金が判断する場合を除き、次の4年目は原則として採用しない方針です。これは、国際交流基金事業の受益者が固定化することを防ぎ、より多くの方への支援の機会を設けるための措置です。連続4年目の申請を行うことは可能ですが、その場合は、採用の優先度が低くなることをあらかじめ十分にご承知おき下さい。

6 申請手続/結果通知

(1) 申請書類

- ア 本助成はオンラインのみにて応募を受け付けます。以下のウェブサイトからご申請ください。
<https://reg34.smp.ne.jp/regist/is?SMPFORM=oeqg-leohri-65f06bb9cc8bb0da327879083f43e564>
- イ オンライン上で送信していただく情報は以下のとおりです。
- (ア) 申請者情報（約款等含む。）
 - (イ) 事業概要及び詳細情報（海外受入団体からの招へい状等を含む。）
 - (ウ) 収支計画（※書式を以下の URL からダウンロードして入力したものをアップロードしてください。）
<https://www.jpff.go.jp/j/program/culture.html>
 - (エ) 申請者実績
 - (オ) 助成希望項目にかかる見積書等の資料（正規旅行代理店、旅行会社等が発行したもの）
 - (カ) その他補足資料
- ウ オンラインで申請を終えた後、押印済みの申請完了申告書をご郵送いただきます。申請完了申告書のご郵送を以って申請完了とみなしますので、送付忘れがないようご注意ください。
- なお、申請完了申告書は、第1回募集は令和3年12月2日、第2回募集は6月2日の消印分まで受け付けます。
- エ 郵送でのご応募は受け付けませんのでご了承ください。

(2) 提出期限、結果通知時期は以下のとおりです。

	締切日	対象となる事業の実施期間	決定通知時期
第1回募集	2021年 12月1日（日本時間）	2022年4月1日 ～2023年3月31日	2022年4月
第2回募集	2022年 6月1日（日本時間）	2022年10月1日 ～2023年3月31日	2022年9月

採否理由等についてのお問い合わせには一切応じられませんので、ご了承ください。

(3) 注意点

- ・ 本助成に申請する事業は、上記6.(2)の事業実施期間内に日本を出発 / 帰着する必要があります。年度を跨ぐ事業はご申請いただけませんのでご注意ください。
- ・ 本助成金は原則として事業終了後に支払われます。
- ・ 提出資料はなるべく日本語か英語でご準備ください。日本語・英語以外の言語で作成されている資料をご提出の場合、日本語もしくは英語の翻訳を追加提出いただくことがあります。

7 採用件数

- (1) 採用24件／応募59件（令和3年度（第1回募集））
- (2) 毎年の予算状況により変わりますが、令和3年度第1回募集時の1件あたりの最高助成額は、4,400,000円でした。
- (3) 過去の採用案件は、以下のウェブサイトをご参照ください。
https://www.jpf.go.jp/j/project/culture/perform/supportlist_perform/index.html

8 助成対象者の義務

- (1) 国際交流基金の事業は、国際交流基金の関係法令（「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）含む）及び規程に従って実施されます。
- (2) 助成対象事業のウェブサイト、カタログ、ポスター、チラシ等の広報資料、及び成果物としての出版物や各種コンテンツには、国際交流基金の助成を受けた旨を明示し、所定のロゴマークをご掲載ください。広報資料及び成果物については、別途指定する数量を国際交流基金にご提出ください。
- (3) 事業完了後には、事業の概要、成果、収支等に関する報告書をご提出ください。
- (4) 助成金の受給や使用に関して不正行為があったときは、助成金の交付取消や返還命令（含む加算金）、その他一定期間の申請資格停止等の措置をとり、場合によっては刑事罰が課されることがあります。

9 事業に関する情報の公開

- (1) 採用された場合、申請者の名称、事業の概要等の情報は、国際交流基金事業実績、年報、ウェブサイト等において公表されます。
- (2) 「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）に基づく開示請求が国際交流基金に対してなされた場合には、同法に定める不開示情報を除き、採否の如何にかかわらず、提出された申請書類は開示されます。

10 個人情報の取扱い

- (1) 国際交流基金は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律

第59号) (以下「法」といいます。)のほか、各国・地域等の個人情報保護にかかわる法律を遵守し、個人情報を取り扱う際には、適正な収集・利用・管理を行います。国際交流基金の個人情報保護への取組については、以下のウェブサイトをご覧ください。

(和) <https://www.jpf.go.jp/j/privacy/>

(英) <https://www.jpf.go.jp/e/privacy/>

- (2) 申請書・添付書類、及び事業報告書・成果物等に記入された情報(本プログラムにおいて又は本プログラム前に撮影された写真等を含みます。)(以下「本件情報」といいます。)は、採否審査、事業実施、事後評価等の手続のほか、次のような目的で利用します。

ア 記載された氏名、職業・肩書、所属先、事業期間、事業内容等の情報は、国際交流基金の事業実績、年報、ウェブサイト等の公表資料への掲載、統計資料作成に利用されます。また、国際交流基金事業の広報のため、報道機関や他団体に提供することがあります。

イ 採用事業の事業実施地に所在する日本国在外公館(大使館・総領事館等)及び日本国外務省にも、事業概要とともに、本件情報を提供することがあります。

ウ 申請書・添付書類、及び事業報告書・成果物等は、採否審査、事後評価等のため、外部有識者等の評価者に提供することがあります。提供する際、評価者の方には、個人情報の安全確保のための措置を講じていただくようにしています。

エ 事業終了後に、本プログラムに関するご意見をお伺いする場合があります。

オ 記入された連絡先に、他の国際交流基金事業についてご連絡を差し上げることがあります。

カ 行政機関、他の独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人(以下「行政機関等」といいます。)が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で利用する場合で、かつ、その利用に相当な理由のある場合、本件情報を、行政機関等に対し、利用又は提供する等、法第9条第2項に基づき、上記オまでに記載する目的以外の目的のために利用又は提供することがあります。

- (3) 申請者から提出を受けた申請者以外の事業関係者に関する個人情報についても、上記10(1)～(2)の取扱いとなりますので、申請者より事業関係者に事前にご説明くださるようお願いいたします。

(4) 本プログラムに応募された方は、上記の個人情報の取扱いに同意したものとみなします。

11 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の流行状況により、関係当局が発する規制や指示等を踏まえた対応が必要となる可能性につき十分ご留意願います。また、国際交流基金は、交付決定を行った後であっても、やむを得ず、中止または決定内容を変更したり、海外派遣に一定の条件を付したりする場合があります。

12 海外での事業実施上の安全確保について

- (1) 海外での事業の実施にあたっては、関係者の安全な海外渡航・滞在のために、外務省海外安全ホームページから現地の安全情報を入手・確認してください。

※ 外務省海外安全ホームページ：<https://www.anzen.mofa.go.jp/index.html>

- (2) 海外に渡航する際には「たびレジ」に登録し、海外におけるより一層の安全確保に努めてください。

※ 「たびレジ」：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

申請書提出先・問合せ先

国際交流基金 文化事業部

舞台芸術チーム TEL: 03-5369-6063 FAX: 03-5369-6038 e-mail: pa@jpf.go.jp

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-6-4 四谷クルーゼ

※お問い合わせ内容を記録し、回答の正確性を期すため、お問い合わせの際にはなるべくメールをご利用ください。

【参考】採用の場合：決定後、手続きの流れ

国際交流基金 海外派遣助成プログラム

助成金交付手続 早見表

